

令和6年度八戸市指定障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する指定障害福祉サービス等情報の公表の実施に当たって必要な事項を定めることにより、当該公表に係る事務を効率的かつ円滑に行うことを目的とする。

(基準日)

第2条 この要綱の基準日は、令和6年4月1日とする。

(実施期間)

第3条 この要綱の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類)

第4条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定共同生活援助及び就労選択支援

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(報告の対象となる事業者)

第5条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、基準日より前において指定障

害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となるものとする。

- 2 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

(報告の方法)

第6条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「公表システム」という。）により市長へ報告するものとする。ただし、市長が公表システムにより報告できないやむを得ない事情があると認める場合には、文書により報告することができるものとする。

(報告の開始)

第7条 報告の開始日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者
令和6年5月1日
- (2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

(報告の内容)

第8条 報告の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者
別添1に掲げる項目及び別添2に掲げる項目
- (2) 基準日以後に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
別添1に掲げる項目

(報告の期限)

第9条 報告の期限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者
令和6年7月31日
- (2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内

(公表の時期)

第10条 公表の時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者
報告後2か月以内

- (2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
報告後 1 か月以内

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第 11 条 事業者は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについて修正又は変更があった場合には、速やかに市長に報告するものとする。

- 2 事業者は、前項に掲げる情報以外の情報について修正又は変更があった場合には、修正又は変更があった日の属する年度の翌年度に市長に報告するものとする。

(苦情等の対応)

第 12 条 公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する苦情等の窓口は、福祉部障がい福祉課とする。

- 2 公表情報に関する利用者等からの苦情等については、市長は、事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行う。また、この場合、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。

事業所から適切な説明が得られなかった場合は、市長は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討するものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。